

司法書士がお答えします

住まい Q&A

Answer

司法書士 宮城 匠(司法書士法人 匠事務所)
那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇4階 電話098-833-6461

生前の意思を残す～遺言～

Question

Answer

親戚が亡くなり、親族が相続でもめている話を聞きました。私の子どもたちにはそのような手続きが必要ですか？

1 争いを未然に防ぐために

親族間で相続についてもめる「争族」には誰もなりたくないものです。

「子どもたちは仲が良いから大丈夫」という方でも、そこに嫁や婿が口を挟んできたらと考えるとどうでしょう。嫁や婿が介入し、子どもが兄弟姉妹と嫁婿の間に挟まれて苦しい立場に立たされてしまったら…。

また、「自宅だけで財産が少ないから」という方。むしろ、分ける財産がないために、その分け方でもめるケースは多々あります。

これらは争いの一例ですが、そうならないためにも元気なうちに争いを予防する方法。今回は「遺言」について説明します。

2 遺言の方法

「遺言」。法律を扱う仕事

では「いごん」と読むことが多いのですが、一般的には「ゆいごん」と読みます。どちらも誤りではありません。

遺言の方法は民法で規定されています。いくつか種類がありますが、いずれも決められた方法でないと無効になってしまいます。一般的に次の二つの方法がよく利用されています。

① 自筆証書遺言

最も簡易な方法による遺言です。遺言者が、その全文、日付、氏名を自書し、これに印を押します。しかし、例えば、日付が入っていないだけで全部が無効になってしまふなど、自力で有効な遺言書を作成するには、それなりの知識が必要になってきます。また、遺言の存在自体を秘密にできますが、紛失、偽造等の危険があります。

本人のみで作成されることが多いので、文面が不明確で、内容が争いになることもあります。実務上も、そのままでは不動産の登記手続が行えない遺言もよく見受けられます。

② 公正証書遺言

次の方式に従い、公証人役場において公正証書で作成される遺言です。

- ① 証人二人以上の立会い
 - ② 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授
 - ③ 公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、または閲覧させる
 - ④ 遺言者及び証人が筆記の正確なことを承認したのち、各自これに署名押印。
- ただし遺言者が署名することのできない場合は公証人がその事由を付記する
- ⑤ 公証人が、証書が①～④に掲げる方式に従って作

ったものである旨を付記して署名、押印する

と、細かい規定はあるのですが、実際は法律の専門家である公証人がチェックするので、無効になることはほぼありません。日本公証人連合会の遺言検索システムを使えば、平成元年以降の遺言のデータが検索できますので、亡くなった後も安心です。年々利用が増している遺言の方法です。

特に、亡くなった後の不動産登記申請においては、他の相続人の実印・印鑑証明書等が不要になるなど、手数料はかかりますが、不動産登記手続では一番確実な方法と言えるでしょう。

3 まとめ

遺言については、いろいろな本やセミナーがありますが、まずはのぞいてみてはいかがでしょうか？